

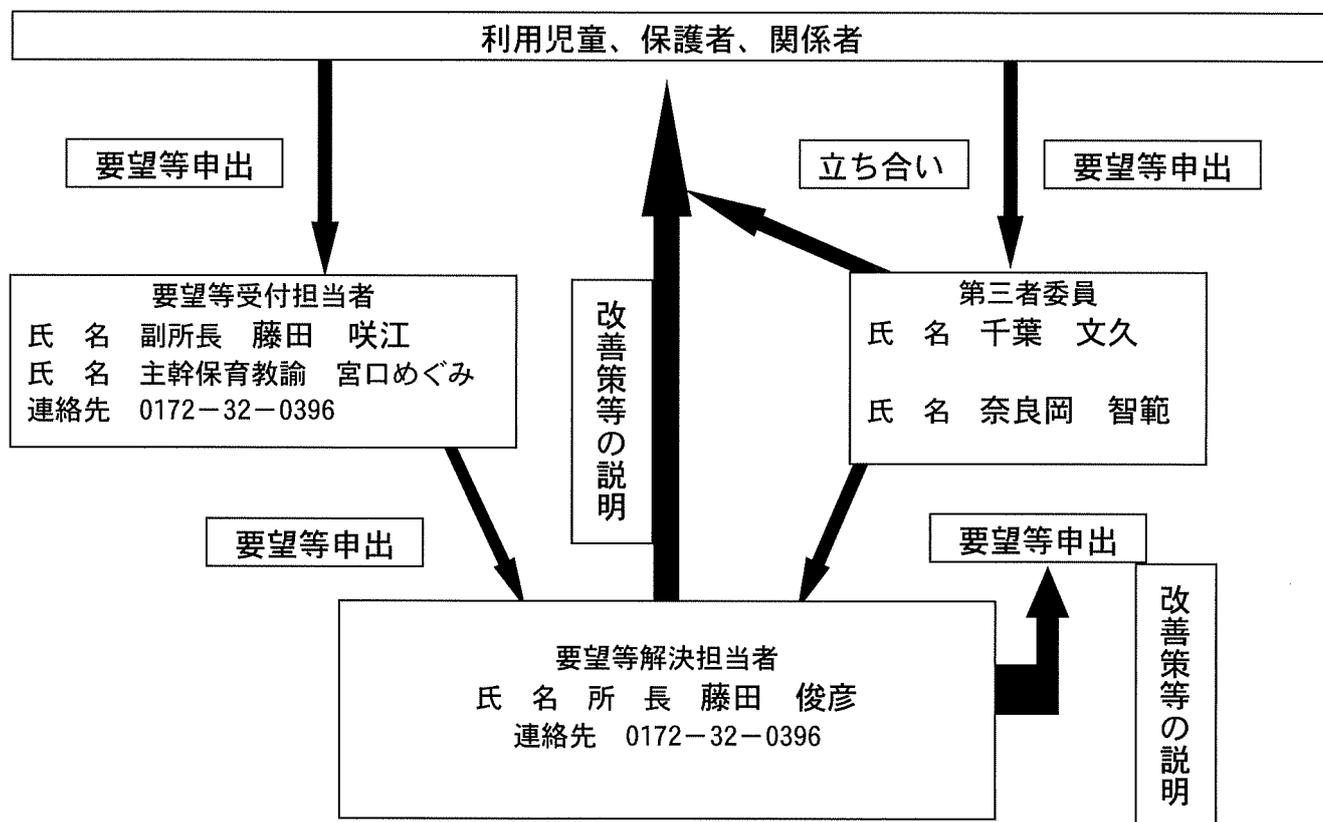
皆様からの要望等を解決するために

利用児童及び保護者各位

幼保連携型認定こども園 富士見保育所

この度、社会福祉法の改正を受けて、当所の入所児童の権利を守り、入所児童及びその保護者等からの要望等に適切に対処するとともに、より高い福祉サービスを提供するために、次のような要望等を解決する職と仕組みを設けています。

ご意見やご要望は、日常的にできる限り直接の担当者等とお話し合いいただきたいと思いますが、納得がいかない場合もあるかと思しますので、そのような場合は、この制度のご活用をいただくようご紹介いたします。なお、要望等の申出は、施設の要望等受付担当者が受け付けますが、第三者委員の方も要望等の受付や相談に応じますので、直接第三者委員にお申出いただいても構いません。



この他に、当園での要望等処理で納得がいかない場合は、青森県社会福祉協議会の中に次のような組織があり、要望等の受付をしておりますのでご利用下さい。

青森県運営適正化委員会

住 所 青森市中央3丁目20番地30号 県民プラザ2階
電話番号 017-731-3039

